射水市建設工事等に関する電子納品試行要領

（目的）
第１条　この試行要領は、本市が発注する建設工事等の完成図書の成果品を電子データで納品することにより、業務の効率化、省資源化・省スペース化を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　電子納品とは、建設工事等の各業務段階の最終成果を従来の紙納品に代えて、電子データで納品することをいう。

（適用基準）
第３条　この試行要領に定めのない事項については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）［土木工事編］及び富山県電子納品運用ガイドライン（案）［建築工事編］を準用する。

（対象工事）
第４条　対象工事は、本市が発注するすべての工事で、受注者が希望する場合のみ適用する。その際に富山県電子納品運用ガイドライン（案）のチェックシートを用いて受発注者間で協議を行い、双方の合意を図るものとする。

（成果品）
第５条　成果品は、電子データを格納した電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）とし、担当課は、管理方法を定め、成果品を適切に保管するものとする。

（その他）
第６条　この試行要領及び特記仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議の上取扱うものとする。

附則
この試行要領は、令和８年１０月１日から施行する。